

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市再生特別地区（丸の内仲通り南周辺地区）

2 理 由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成し、国際競争力のある新事業を創出することとしている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域（大手町、丸の内、有楽町）」に位置し、地域整備方針では、歴史と文化を活かしたうるおいと風格ある街並みを形成しつつ、高次の業務機能とそれを支える高度な支援機能を備えた金融をはじめとする国際的な中枢業務・交流拠点を形成するとともに、商業・観光・文化・交流・MICEなどの多様な機能を導入することにより、にぎわいと回遊性のある都市空間を形成することとしている。加えて、有楽町駅周辺では駅周辺開発と連携・調整し基盤整備を促進することが示されている。

さらに、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、有楽町では、駅周辺の市街地の機能更新が進み、業務、商業、観光、文化・交流、MICEなど多様な機能が集積したにぎわいと回遊性のある国際色豊かな中核的な拠点を形成することが掲げられている。

加えて、「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン 2023」では、有楽町ゾーンを「新たな出逢い・交流・発信の拠点」として、エリア MICE、都市観光、イノベーション創発の機能強化等が期待されている。その都市機能の更新を支え、さらに効果を増幅する「有楽町を体感できる空間デザイン」や「人中心の重層的な交通デザイン」への再編を図るために、地区内の複数の開発プロジェクトが適切な役割分担により貢献することで、一体的な基盤再編を段階的に進めていくことを目

指すこととしている。

本計画では、複数街区が共同して JR 有楽町駅の東西をつなぐ地下歩行者通路を整備し、これを JR 有楽町駅とも接続させる都市基盤を整備する。

A 街区では、まちの象徴となる駅まち空間の創出や、歩行者ネットワークの強化、低層屋上テラスの整備等を行うことで、有楽町エリアの発展を支え魅力を高める都市基盤を整備する。また、有楽町エリアを代表する文化芸術機能の再整備、機能強化により、国際競争力強化に資する都市機能の導入に取り組むとともに、建物の総合的な環境性能の向上や高効率な地域冷暖房施設の整備等による環境負荷低減、帰宅困難者受入施設等による防災対応力強化を図る。

これらの取組を通して、国際競争力強化を図るため、都市再生特別地区の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。